

がんと6大疾病に  
まとまった一時金で備える保険

# スマイルセブン

無配当7大疾病保険(返戻金なし型)S

Super



## 「特に重要なお知らせ(契約概要／注意喚起情報)兼 商品パンフレット」

本冊子に記載している「特に重要なお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。本商品のご検討・お申し込みの際には、必ず、お読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。また、詳細につきましては、別冊の「ご契約のしおりー約款」をご確認ください。この商品は、朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

# 「スマイルセブンSuper」の特徴と保障内容



は、**がん**と**6大疾病**への充実の保障をご準備いただけます。

**特徴**  
**1**

**がん・6大疾病を  
まとまった一時金で保障します。**

⚠️ がんを原因とする保障の責任開始の時は保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

**特徴**  
**2**

**まとまった一時金  
回数無制限でお受  
け取り可能です。**

⚠️ 最終の支払事由が当日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当したときは、お支払いしません。

**特徴**  
**3**

**がん・6大疾病で所定の状態に  
なると保険料払込免除となります。**

⚠️ がんによる保険料の払込免除には、上皮内新生物は含みません。

主契約

名称	お支払事由(所定の状態)等		お支払限度等	お支払金額等	
<b>7大疾病一時金</b> 7大疾病保険	がん	● 悪性新生物と診断確定 ● 上皮内新生物と診断確定		<b>回数無制限</b> ⚠️ がん・6大疾病それぞれについて1年に1回を限度	
	6大疾病	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	● 急性心筋梗塞の治療のため入院 ● 拡張型心筋症の治療のため入院		院または手術 院または手術
		脳卒中 脳動脈瘤	● 脳卒中の治療のため入院 ● 脳動脈瘤が生じ、それが破裂 ● 脳動脈瘤が生じ、その治療のため手術		は手術 したと診断 ため手術
		慢性腎不全	● 慢性腎不全を発病し、 ▶ 永続的腎移植		な人工透析療法を開始 手術
		肝硬変	● 肝硬変を発病し、 ▶ 食道・肝移植 ▶ 食道・肝移植		胃静脈瘤が破裂したと診断 胃静脈瘤の治療のため手術 手術
		糖尿病	● 糖尿病を発病し、 ▶ 糖尿病 ▶ 糖尿病		性網膜症の治療のため手術 性壊疽の治療のため切断術
		高血圧性疾患	● 高血圧性疾患を発病し、 ▶ 大動脈 ▶ 大動脈		瘤等が破裂したと診断 瘤等の治療のため手術
お支払金額等		<b>30万円・50万円・ 100万円・150万円・ 200万円・300万円 から選択可能*1</b>  がん : 選択した7大疾病基準金額 6大疾病 : 選択した7大疾病基準金額 ×給付割合(100%・50%・25%)			

\*1 上記以外にもお支払金額を自由に設定することができます(30万円以上、10万円単位)

+

オプション

<b>7大疾病初回一時金</b> 7大疾病初回一時金特約	<b>7大疾病一時金のお支払事由</b>	<b>と同じ</b>	<b>1回限り</b>	<b>50万円・100万円から 選択可能*2</b>
<b>保険料払込免除</b> 保険料払込免除特約	<b>7大疾病一時金のお支払事由</b> ⚠️ がんによる保険料の払込免除には、上皮内新生物は含みません。	<b>と同じ</b>	<b>以後の保険料は不要</b>	
先進医療給付金 先進医療見舞金 先進医療特約	<b>所定の先進医療による療養を受</b>	<b>けたとき</b>	1回 450万円 通算 2,000万円 1回 45万円 通算 200万円	先進医療にかかる 技術料と同額 先進医療給付金の 10%相当額
<b>がん治療給付金</b>  <b>がん診断一時金</b> がん治療特約	<b>がんの治療を目的とし 入院・手術・放射線治療・抗がん剤治</b>	<b>て、 療を受けたとき</b>	<b>通算600万円*3</b> (通算120倍)	治療を受けた月ごとに 抗がん剤治療(ホルモン療法は除く) 5万円(1.0倍)*3 入院・手術・放射線治療・ホルモン療法 2.5万円(0.5倍)*3
	<b>がん(上皮内新生物を含む)と診断確</b>	<b>定されたとき</b>	<b>回数無制限</b> ⚠️ 1年に1回を限度	<b>25万円・50万円から選択可能*4</b>

\*3 がん治療給付金月額5万円の場合です。上記以外にもお支払金額を自由に設定することができます(3万円以上、1万円単位)

\*4 がん診断一時金のお支払金額は、がん治療給付金月額×選択した給付倍率(0倍・5倍・10倍)となり、0倍のときがん診断一時金はありません。

※がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。  
 ※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(13ページから20ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

■契約年齢(満年齢) : 15歳~80歳 ■保険料払込期間 : 60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払 ■保険料払込方法 : 月払、年払  
 ■保険料払込経路 : 口座振替扱、クレジットカード扱(クレジットカード扱は月払に限り) ※契約年齢等により取扱範囲が異なります。

費用例

がん・6大疾病の治療には  
どのくらい費用がかかるかご存じですか？

がんと6大疾病のうち、主な疾病における費用

胃がん

22日間の入院では… → 約42.6万円



医療費の自己負担額	178,345円 <sup>*1</sup>
入院時食事代の自己負担額	21,620円
差額ベッド代(11日間個室入院)	118,800円
その他費用 <sup>*2</sup>	108,000円
<b>合計</b>	<b>426,765円<sup>*1</sup></b>

脳梗塞

51日間の入院では… → 約59.4万円



医療費の自己負担額	188,005円 <sup>*1</sup>
入院時食事代の自己負担額	68,080円
差額ベッド代(14日間個室入院)	151,200円
その他費用 <sup>*2</sup>	187,500円
<b>合計</b>	<b>594,785円<sup>*1</sup></b>

\*1 医療費の自己負担額は高額療養費制度(70歳未満の給与所得者で月収28万円以上53万円未満に該当する場合)を利用後の金額です。  
\*2 その他費用とは、見舞時の家族の交通費・食費や入院時の衣類、快気祝いなどの諸雑費を含みます。  
\*上記費用例はあくまでも事例で、実際は個別のケースにより異なります。  
\*公益財団法人生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2018年8月改訂)をもとに当社にて作成

加入例

がん・6大疾病への保障準備として、  
お客様のニーズにあわせた設計が可能です

スマイルセブンSuperのご加入例

保険期間・保険料払込期間：終身／保険料払込方法：月払／保険料払込経路：口座振替扱、クレジットカード扱

保険料負担を抑えて備えたい方へ

設計例

主契約	50万円
7大疾病一時金	50万円

オプション			
7大疾病初回一時金	保険料払込免除	先進医療給付金 先進医療見舞金	がん治療給付金
—	適用	—	—

保険料

年齢	男性	女性
20歳	990円	955円
30歳	1,455円	1,280円
40歳	2,270円	1,745円
50歳	3,655円	2,405円

治療費の自己負担にしっかり備えたい方へ

設計例

主契約	50万円
7大疾病一時金	50万円

オプション			
7大疾病初回一時金	保険料払込免除	先進医療給付金 先進医療見舞金	がん治療給付金
50万円	適用	付加	—

保険料

年齢	男性	女性
20歳	1,484円	1,539円
30歳	2,160円	2,039円
40歳	3,319円	2,736円
50歳	5,254円	3,700円

がん・6大疾病の再発にもしっかり備えたい方へ

設計例

主契約	100万円
7大疾病一時金	100万円

オプション			
7大疾病初回一時金	保険料払込免除	先進医療給付金 先進医療見舞金	がん治療給付金
50万円	適用	付加	5万円 (がん診断一時金なし)

保険料

年齢	男性	女性
20歳	2,999円	3,099円
30歳	4,335円	4,144円
40歳	6,659円	5,616円
50歳	10,604円	7,500円

※がん・6大疾病による7大疾病一時金のお受け取り金額は同額となります。  
※主契約・特約・保険料払込免除特則の組み合わせについては、ご加入例の限りではありません。お客さまのご意向に合わせて、主契約・特約・保険料払込免除特則は組み合わせることができます。  
※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(13ページから20ページ)」、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。



# 知っておきたいQ&A

**Q1** すべてのがんが「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

上皮内新生物を含むすべてのがんが「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。



**Q2** すべてのがんが「保険料払込免除」の対象となりますか？

「保険料払込免除特則」を適用した場合、**悪性新生物**が保険料払込免除の対象となります。上皮内新生物は対象なりません。

**Q3** がんが診断確定され、入院・手術をしないで通院により治療する場合でも、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

がんが診断確定された場合は、**入院・手術の有無を問わず**、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。

**Q4** 急性心筋梗塞や脳卒中は、どのような場合に「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

### <急性心筋梗塞>

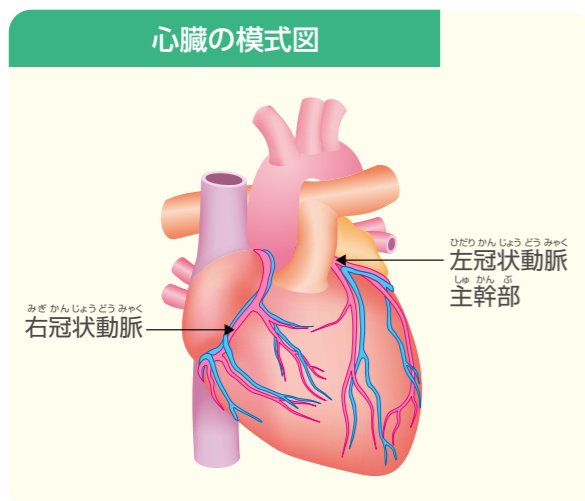
急性心筋梗塞により**治療のための入院を開始または手術を受けた時点**で、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。

「労働制限を必要とする状態が継続」等の要件はありません。

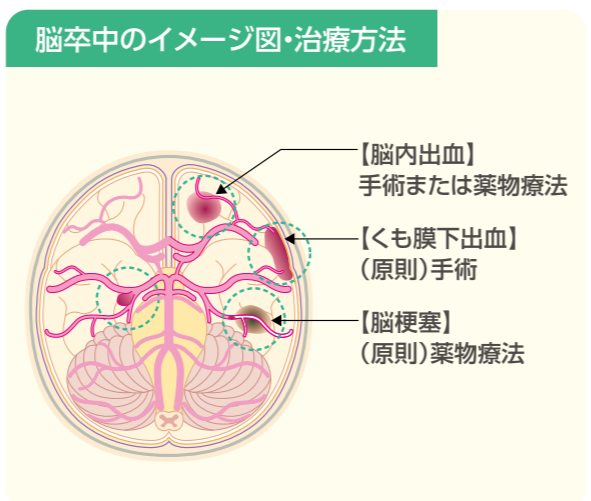
### <脳卒中>

脳卒中により**治療のための入院を開始または手術を受けた時点**で、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。

「後遺症が継続」等の要件はありません。



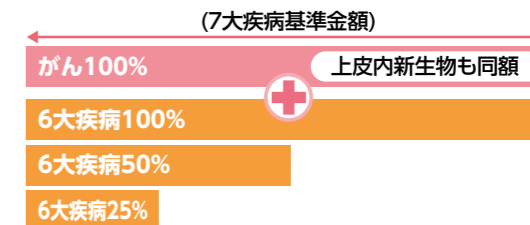
心筋梗塞は、心臓を動かしている筋肉に栄養や酸素などを運んでいる血管(冠状動脈)に原因があって起こる病気です。



脳卒中とは脳内出血、くも膜下出血、脳梗塞を指します。

**Q5** 6大疾病に対する「7大疾病一時金」の給付割合は、どのように選択することができますか？

ご契約時に、7大疾病基準金額(がんに対する給付金額)をもとに、6大疾病の給付割合を選択いただけます。



**Q6** 「がん治療給付金」「がん診断一時金」は、どのような場合に受け取ることができますか？

### ●がん治療給付金

がんの治療を直接の目的として、**以下のいずれかの治療を受けたとき**「がん治療給付金」の対象となります。

- 入院 ●手術 ●放射線治療 ●抗がん剤治療

がん治療給付金額は、「がん治療給付金月額×以下の給付倍率」となります。

治療の種類	給付倍率
抗がん剤治療(ホルモン療法は除く)	1.0倍
入院・手術・放射線治療・ホルモン療法	0.5倍

※がん治療給付金のお支払いは、左記の給付倍率を通算して120倍を限度とします。

<お受け取りイメージ> がん治療給付金月額5万円・がん診断一時金倍率0倍の場合



### ●がん診断一時金

**がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定**されたとき、「がん診断一時金」の対象となります。がん診断一時金額は、**がん治療給付金月額の0倍(がん診断一時金なし)・5倍・10倍**から選択いただけます。

そのため、「がん診断一時金」を選択する場合は、「がん治療給付金」と合わせて選択いただく必要があります。

**Q7** ホルモン療法で通院し、3か月分の投薬を受けた場合、「がん治療給付金」はいくら受け取ることができますか？

(がん治療給付金月額5万円の場合)

がん治療給付金月額の0.5倍(2.5万円)をお受け取りいただけます。

※抗がん剤による治療については、その投薬期間に関わらず、その処方せんの交付日のみが支払対象となります。

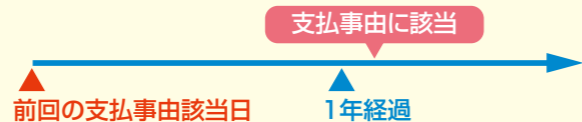
※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(13ページから20ページ)」、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

# 知っておきたいQ&A

## Q8 2回目以降の「7大疾病一時金」は、どのような場合に受け取ることができますか？

2回目以降の「7大疾病一時金」のお受け取り可否は以下のとおりです。

がん・6大疾病それぞれについて、  
前回の支払事由該当日からその日を含  
めて1年を経過した日の翌日以後、新  
たに支払事由に該当したとき



**ポイント** がんと6大疾病はそれぞれ、1年に1回のお支払いを判定いたします。

### がんの場合

ケース1 前回の支払事由該当日から1年を  
経過した日の翌日以後、がんを診  
断確定されたとき



**ポイント** がんを診断確定された時点で、その後の入院・手術等の有無に関わらず、お受け取りいただけます。

ケース2 前回の支払事由該当日から1年を  
経過した日の翌日以後、がんの治  
療のために入院したとき



ケース3 前回の支払事由該当日から1年以  
内にがんの治療のために入院し、  
1年を経過した日の翌日に継続入  
院しているとき



**ポイント** がんの治療のために入院していれば、がんの診断確定の有無を問わずに、お受け取りいただけます。

### 6大疾病の場合

ケース4 前回の支払事由該当日から1年を  
経過した日の翌日以後、新たに発  
病した急性心筋梗塞の治療のため  
に手術をしたとき

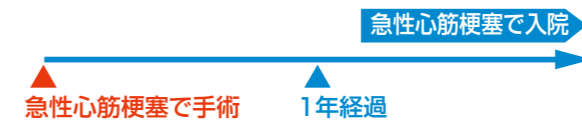


**ポイント** 新たに発病した急性心筋梗塞の手術を受けた時点で、お受け取りいただけます。

○  
お受け取  
りいただけ  
ます

### 6大疾病の場合

ケース5 前回の支払事由該当日から1年を  
経過した日の翌日以後、新たに発  
病した急性心筋梗塞の治療のため  
に入院したとき



ケース6 前回の支払事由該当日から1年以  
内に新たに発病した急性心筋梗塞  
の治療のために入院し、1年を経  
過した日の翌日に継続入院してい  
るとき



**ポイント** 新たに発病した急性心筋梗塞の治療のために入院していれば、お受け取りいただけます。

○  
お受け取  
りいただけ  
ます

### 1年以内にごん・6大疾病の支払事由に該当した場合

ケース7 肝硬変で食道静脈瘤が破裂後、  
1年以内に肝臓がんを診断確定さ  
れたとき



**ポイント** がん・6大疾病はそれぞれ支払限度を判定するので、どちらもお受け取りいただけます。

がん・6大疾病それぞれについて、  
前回の支払事由該当日からその日を含  
めて1年以内に、新たに支払事由に該  
当したとき



### がんの場合

ケース8 がんの支払事由該当日から1年以  
内に、再度、がんを診断確定された  
とき



**ポイント** ただし、がんを入院後、1年経過後も継続入院しているときは、お受け取りいただけます。

×  
お受け取  
りいただけ  
ません

### 6大疾病の場合

ケース9 6大疾病の支払事由該当日から1  
年以内に、再度、6大疾病の支払事  
由に該当したとき



**ポイント** 6大疾病はまとめて、1年に1回のお支払いを判定いたします。

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(13ページから20ページ)」、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。



保険期間・保険料払込期間：終身 保険料払込方法：月払 保険料払込方法：口座振替扱・クレジットカード扱 (単位：円)

保険料表 男性

Table for Male insurance rates. Columns include: 契約年齢(歳), 7大疾病保険 (30万円, 50万円, 100万円), 7大疾病初回一時金特約 (50万円, 100万円), 先進医療特約, がん治療特約 (がん治療給付金 5万円, がん診断一時金 なし(0倍), 50万円(10倍)). Rows list ages from 15 to 80.

保険料払込免除特則 適用

\*月々お払い込みいただく保険料が800円未満となる場合、お申し込みいただけません。 [2020年4月1日現在]
\*がん・6大疾病による7大疾病一時金のお受け取り金額は同額となります。
\*上記以外の保険料等については、みずほ銀行または朝日生命までお問い合わせください。

保険期間・保険料払込期間：終身 保険料払込方法：月払 保険料払込方法：口座振替扱・クレジットカード扱 (単位：円)

保険料表 女性

Table for Female insurance rates. Columns include: 契約年齢(歳), 7大疾病保険 (30万円, 50万円, 100万円), 7大疾病初回一時金特約 (50万円, 100万円), 先進医療特約, がん治療特約 (がん治療給付金 5万円, がん診断一時金 なし(0倍), 50万円(10倍)). Rows list ages from 15 to 80.

保険料払込免除特則 適用

\*月々お払い込みいただく保険料が800円未満となる場合、お申し込みいただけません。 [2020年4月1日現在]
\*がん・6大疾病による7大疾病一時金のお受け取り金額は同額となります。
\*上記以外の保険料等については、みずほ銀行または朝日生命までお問い合わせください。

保険料表 男性

保険料払込免除特則 非適用

保険期間・保険料払込期間：終身 保険料払込方法：月払 保険料払込方法：口座振替扱・クレジットカード扱 (単位：円)

Table with columns for age (15-80), 7 major diseases insurance (300k, 500k, 1M), 7 major diseases first-time payment special (500k, 1M), advanced medical special, and cancer treatment special (500k, 1M).

\*月々お払い込みいただく保険料が800円未満となる場合、お申し込みいただけません。 [2020年4月1日現在]
\*\*がん・6大疾病による7大疾病一時金のお受け取り金額は同額となります。
\*\*\*上記以外の保険料等については、みずほ銀行または朝日生命までお問い合わせください。

保険料表 女性

保険料払込免除特則 非適用

保険期間・保険料払込期間：終身 保険料払込方法：月払 保険料払込方法：口座振替扱・クレジットカード扱 (単位：円)

Table with columns for age (15-80), 7 major diseases insurance (300k, 500k, 1M), 7 major diseases first-time payment special (500k, 1M), advanced medical special, and cancer treatment special (500k, 1M).

\*月々お払い込みいただく保険料が800円未満となる場合、お申し込みいただけません。 [2020年4月1日現在]
\*\*がん・6大疾病による7大疾病一時金のお受け取り金額は同額となります。
\*\*\*上記以外の保険料等については、みずほ銀行または朝日生命までお問い合わせください。



# 契約概要

必ずお読みください

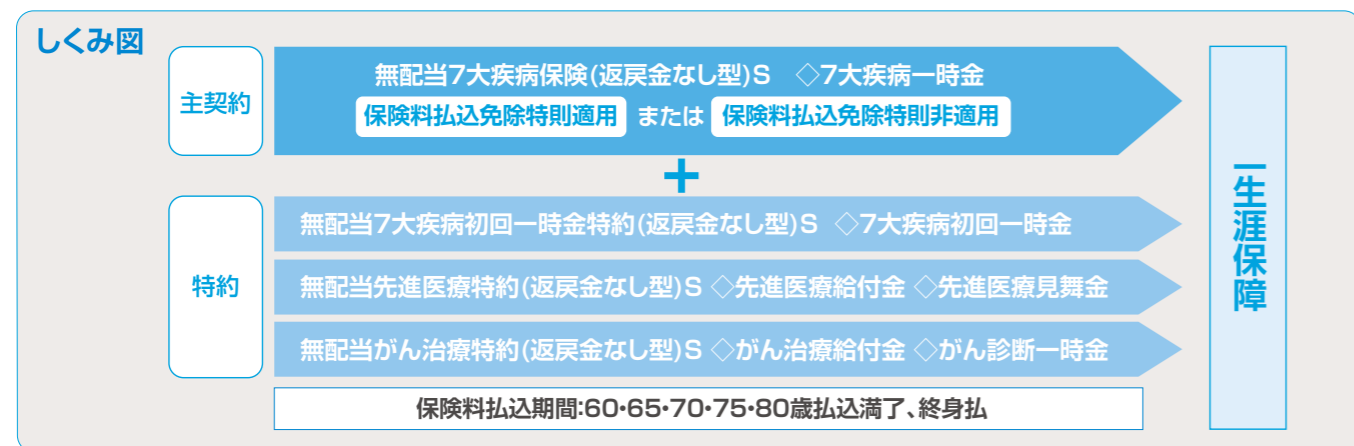
「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

## 1 引受保険会社

- 名称 朝日生命保険相互会社
- 電話 お客様サービスセンター ☎0120-360-567
- ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

## 2 商品の特長としくみ

- 商品名称 スマイルセブンSuper(正式名称:無配当7大疾病保険(返戻金なし型)S)
- 特徴 7大疾病による所定の状態に一時金で備えることができます。



この保険は代理店専用商品です。保険料のお払い込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっています。

## お取り扱い

	主契約		特約	
	7大疾病保険(返戻金なし型)S		7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S	がん治療特約(返戻金なし型)S
取扱金額*1	30万円・50万円・100万円・150万円・200万円・300万円から選択可能*2 *2 上記以外にもお取扱金額を自由に設定することができます(30万円以上、10万円単位)		50万円・100万円から選択可能*3 *3 上記以外にもお取扱金額を自由に設定することができます(20万円以上、10万円単位)	5万円*4 *4 上記以外にもお取扱金額を自由に設定することができます(3万円以上、1万円単位)
契約年齢(満年齢)	15歳～80歳			
保険期間	終身			
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払			
保険料払込方法	月払、年払			
保険料払込経路	口座振替、クレジットカード扱 ※クレジットカード扱は月払に限りです。			
最低保険料	月払:800円 年払:8,800円 (付加特約の保険料を含みます)			
告知書級の最高取扱金額*1	7大疾病基準金額・7大疾病初回一時金額を合計して 15歳～59歳…500万円 60歳～80歳…300万円		10万円	

\*1 朝日生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

- 「7大疾病保険(返戻金なし型)S」「7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S」「保険料払込免除特約」「がん治療特約(返戻金なし型)S」の**がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日**となります。
- **がんを原因とする保障の責任開始の時より前**にがんと診断確定されていた場合には、この保険契約は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払い込みも免除しません。

## 3 保障内容

### 無配当7大疾病保険(返戻金なし型)S

■ 以下の支払事由に該当した場合に7大疾病一時金をお支払いします。

支払事由		支払金額	支払限度
6大疾病	がん 悪性新生物 上皮内新生物	●がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき	7大疾病基準金額 30万円・50万円・ 100万円・150万円・ 200万円・300万円 から選択可能*1 × 契約時に選択した 給付割合*2
	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	●急性心筋梗塞の治療のため入院したとき、 または手術を受けたとき ●拡張型心筋症の治療のため入院したとき、 または手術を受けたとき	
	脳卒中 脳動脈瘤	●脳卒中の治療のため入院したとき、 または手術を受けたとき ●脳動脈瘤が破裂したと診断されたとき ●脳動脈瘤の治療のため手術を受けたとき	
	慢性腎不全	●慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき ●慢性腎不全の治療のため腎移植手術を受けたとき	
	肝硬変	●肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤が破裂したと診断されたとき ●肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤の治療のため手術を受けたとき ●肝硬変の治療のため肝移植手術を受けたとき	
	糖尿病	●糖尿病性網膜症の治療のため手術を受けたとき ●糖尿病性壊疽の治療のため1手の1手指または1足の1足指以上の切断術を受けたとき	
	高血圧性疾患	●高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤が破裂したと診断されたとき ●高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤の治療のため手術を受けたとき	

回数無制限  
がんと6大疾病それぞれについて  
1年に1回を限度

\*1 上記以外にも自由に設定することができます(30万円以上、10万円単位)

\*2 7大疾病一時金の給付割合は契約時に、以下より選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。

- ・ がんによる7大疾病一時金:7大疾病基準金額×100%
- ・ 6大疾病による7大疾病一時金:7大疾病基準金額×100%・50%・25%

### 保障内容に関する注意事項

- 拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症によるお支払いは1回限りとなります。
- 7大疾病一時金を複数回お支払いする場合、急性心筋梗塞、脳卒中は新たに発病していること、脳動脈瘤、食道・胃静脈瘤、糖尿病性壊疽、(解離性)大動脈瘤は新たに生じていることが必要です。
- がんによる7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由が当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がんの治療を目的とする入院を開始したときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- がんによる7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由が当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にがんの治療を目的とする継続入院中のときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- 6大疾病による7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由が当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に拡張型心筋症、新たに発病した急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とする継続入院中のときは、その日に拡張型心筋症、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とする新たな入院を開始したものとして取り扱います。
- 同時期にがんによる7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いしません。また、同時期に6大疾病による7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いしません。



## 保険料払込免除特則

■以下の保険料払込免除事由に該当した場合に以後の保険料の払い込みが免除となります。

保険料の払込免除事由	
悪性新生物による保険料の払込免除	悪性新生物(上皮内新生物は含みません)と診断確定されたとき
6大疾病による保険料の払込免除	7大疾病保険(返戻金なし型)Sの6大疾病による7大疾病一時金の支払事由(14ページ)と同じ

### 保険料払込免除に関する注意事項

■保険料払込免除特則の適用・非適用にかかわらず、保険料払込期間中に疾病または傷害により所定の高度障害状態になったときや、傷害により所定の身体障害状態になったときは、以後の保険料の払い込みが免除となります。

## 無配当7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S

■以下の支払事由に該当した場合に7大疾病初回一時金をお支払いします。

支払事由		支払金額	支払限度
がん 6大疾病	悪性新生物 上皮内新生物	7大疾病保険(返戻金なし型)Sの 7大疾病一時金の支払事由 (14ページ)と同じ	7大疾病初回一時金額 50万円・100万円から選択可能* *上記以外に自由に設定した金額 (20万円以上、10万円単位)
	急性心筋梗塞 拡張型心筋症		
	脳卒中 脳動脈瘤		
	慢性腎不全		
	肝硬変		
	糖尿病		
	高血圧性疾患		

## 無配当先進医療特約(返戻金なし型)S

■以下の支払事由に該当した場合に先進医療給付金・先進医療見舞金をお支払いします。

支払事由		支払金額	支払限度
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術にかかる費用(自己負担額)	1回の療養:450万円 通算:2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金の支払金額の10%相当額	1回の療養:45万円 通算:200万円


### 保障内容に関する注意事項

■支払事由に該当する先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は支払対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は随時見直しされます。

■同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。

## 無配当がん治療特約(返戻金なし型)S

■以下の支払事由に該当した場合にがん治療給付金・がん診断一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
がん治療給付金	がんの治療を目的とする以下の治療を受けたとき ・入院 ・放射線治療 ・手術 ・抗がん剤治療 (ホルモン療法を含みます)	がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに がん治療給付金月額*1×給付倍率*2
がん診断一時金	がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき	がん治療給付金月額×ご契約時に 選択した給付倍率*3  1年に1回を限度

\*1 がん治療給付金月額は、3万円以上、1万円単位で選択可能です(10万円まで)

\*2 がん治療給付金の給付倍率は以下のとおりです。

治療の種類	給付倍率
抗がん剤治療(ホルモン療法を除きます)	1.0
入院・手術・放射線治療・ホルモン療法	0.5

\*3 がん診断一時金の給付倍率は、0倍・5倍・10倍よりご契約時に選択いただけます(ご契約後の変更は取り扱いません)。0倍を選択した場合は、がん診断一時金はありません。

### 保障内容に関する注意事項

■がん治療給付金の支払事由に該当する治療を同じ月に複数回または複数月分受けた場合でも、その治療のうち、最も高い給付倍率が適用される金額を上限として、がん治療給付金をお支払いします。

■がん治療給付金の支払対象となる手術・放射線治療には所定の要件があります。

■がん治療給付金の支払事由に該当する手術が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術のときは、最初の手術日のみを支払対象となる手術日とします。

■がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線治療開始日のみを支払対象となる放射線治療日とします。

■がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗癌性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤(ホルモン剤を含む)の投与または処方を行います。

■がん診断一時金が支払われた最終の支払事由当日からその日を含めて1年以内にかんがの診断確定を受けたときは、がん診断一時金をお支払いしません。

■被保険者が、同時期にかんがの診断一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。

## 指定代理請求特約(2016)S

■給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できない朝日生命所定の事情がある場合、その給付金等を指定代理請求人が請求できます。

■指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。

■指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。

■保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者をご自身の健康状態について知る可能性があります。

## 4 法令改正等による支払事由の変更について

■法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「先進医療特約(返戻金なし型)S」「がん治療特約(返戻金なし型)S」の支払事由に影響を及ぼす場合には、朝日生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2ヵ月前までに保険契約者へご連絡します。

## 5 解約返戻金について

■この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、7大疾病基準金額(がんによる7大疾病一時金額と同額)の10%の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

## 6 死亡給付金について

■この保険契約の死亡給付金は以下のとおりです。

主契約	死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、7大疾病基準金額(がんによる7大疾病一時金額と同額)の10%の死亡給付金があります。
特約	死亡給付金はありません。

## 7 満期保険金等について

■この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

## 8 配当金について

■この保険契約には配当金はありません。

## 9 保険料について

■具体的な保険料は「保険料表」(9ページ~12ページ)で確認ください。

## 10 責任開始に関する特約Sについて

- 「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料は、保険契約者が指定した口座から振り替えます。
- 「責任開始に関する特約S」を付加したご契約のお引き受けを朝日生命が決定した場合の保障の責任開始の時は、お申し込みと告知(診査)がともに完了した時となります。

## 11 生命保険料控除制度について

- 「生命保険料控除制度」とは、お払い込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。
- 「生命保険料控除制度」により所得から控除される金額は、お払い込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごとに区分し、算出します。
- この保険契約の主契約・特約の「控除証明区分」は、「介護医療保険料」となります。  
※税務のお取り扱いについては、2020年2月現在の税制に基づいて記載しています。将来的に税制が変更され、お取り扱いが変わる場合があります。なお、個別のお取り扱い等につきましては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

# 注意喚起情報

必ずお読みください

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。

以下は、お客さまにとって不利益となる事項を記載していますので、特にご留意ください。



- 6 給付金などをお支払いできない場合について
- 8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について
- 9 解約返戻金について

支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり-約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

## 1 クーリング・オフ制度(保険契約のお申し込みの撤回等)について

■申込者または保険契約者(以下、「申込者等」といいます)は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面\*を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**20日以内**であれば、書面により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除(以下、「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

\*「ご契約のしおり」・「注意喚起情報(当書面)」を指します。

■お申し込みの撤回等は**書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます**ので、次の内容を記載した書面を郵便にて送付ください。

<書面に記載いただく事項>… ① お申し込みの撤回等をする意思 ② 申込者等の氏名(自署)・住所・電話番号  
③ 申込番号(「契約申込書(保険契約者様控)」の上部10桁の数字) ④ 保険料 ⑤ 取扱代理店名  
⑥ 申込日 ⑦ 申出日 ⑧ 返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))  
<書面の送付先>…………… 〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ

■お申し込みの撤回等があった場合は、申込者等に領収金額を全額お返しします。

## 2 保障の責任開始の時について

■お申し込みいただいたご契約のお引き受けを朝日生命が決定した場合の保障の責任開始の時(保険期間開始の日)は次のとおりです。

責任開始に関する特約Sを付加した場合	お申し込みと告知(診査)がともに完了した時
上記以外の場合	お申し込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払い込みが完了した時*

\*第1回保険料相当額のお払い込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払い込みをいただいた場合でも、当初のお払い込みの時とします。

口座振込みでお払い込みの場合	朝日生命所定の金融機関口座に着金した日
クレジットカードでお払い込みの場合	取扱クレジットカード会社による利用承認日



「7大疾病保険(返戻金なし型)S」「7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S」「保険料払込免除特約」「がん治療特約(返戻金なし型)S」の**がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日**となります。

## 3 告知義務について

保険契約者および被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態等について告知いただく必要があり、これを告知義務といえます。

- 生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、**告知書で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知ください。**
- 朝日生命が指定する医師による診査の場合、医師が口頭で告知を求める場合があります。その場合も同様に事実をありのままに正確にもれなく告知ください。
- 告知をお受けできる権利(告知受領権)は、朝日生命(告知書に記入いただく場合)および朝日生命が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。**



告知いただいた内容が事実と違っていた場合は、給付金などをお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことからは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、責任開始の時から2年以内\*1であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、たとえ給付金などの支払事由が発生していても、これをお支払いしません\*2。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払い込みを免除しません\*2。
- ご契約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- ご契約の解除以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないこと、または、保険料のお払い込みを免除できないことがあります。

(例)現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料は返金しません。

- \*1 責任開始の時から2年を経過していても、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。
- \*2 「給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込みを免除することがあります。



傷病歴などがある場合、ご契約のお引き受けをお断りすることもあります。特別条件(保険料の割増、給付金の削減、特定部位・指定疾病不担保、特定高度障害状態についての不担保など)をつけてお引き受けすることがあります(傷病によっては特別条件をつけずにお引き受けすることもあります)。

## 4 ご契約内容等の確認制度について

- ご契約のお申し込みの際し、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。
- 給付金などのお支払いや保険料払込免除などのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、給付金などをお支払いするための確認・照会に保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。

## 5 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問い合わせは、お客様サービスセンターまでご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎0120-360-567

## 6 給付金などをお支払いできない場合について

次のような場合は、給付金などをお支払いしません。

- 責任開始の時より前の疾病や傷害が原因の場合\*
- 告知義務違反によりご契約が解除となった場合
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払い込みがなくご契約が消滅(未払消滅)した場合
- 給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険契約者、被保険者、受取人の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合(各給付金等によりお取り扱いが異なります)

\*次のような場合、ご契約によっては、責任開始の時の後の疾病によるものとみなすことがあります。

- ・告知等により朝日生命が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合
- ・病院での受診歴や健康診断等による異常がなく、症状について被保険者等の認識・自覚もなかった場合
- ・責任開始の日からその日を含めて2年経過後に治療等を受けた場合

## 7 保険料お払い込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中に朝日生命にお払い込みください。払込期月中にお払い込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3ヵ月目の末日までを保険料お払い込みの猶予期間とします。
- 保険料のお払い込みがないまま猶予期間が経過すると、ご契約は消滅(未払消滅)します。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。

## 8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は払込保険料累計額より少なくなります。特にご契約後短期間で解約した場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間ご契約を継続することを条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りすることがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合、給付金などをお支払いできないことがあります。
- 保険料は保険料算出利用率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出利用率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出利用率が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。

## 9 解約返戻金について

■この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、7大疾病基準金額(がんによる7大疾病一時金額と同額)の10%の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

## 10 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820  
(受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～12:00、13:00～17:00) ホームページ:<http://www.seihohogo.jp/>

## 11 給付金などのお支払いに関する手続等のご留意事項について

- 給付金などの支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があると思われる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでご連絡ください。
- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。
- 給付金などの支払事由が生じたときは、ご加入の契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)S」を付加しますと、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人が請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)S」を付加したときは、指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページ)<https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

## 12 お子さまの生命保険加入時のご留意事項について

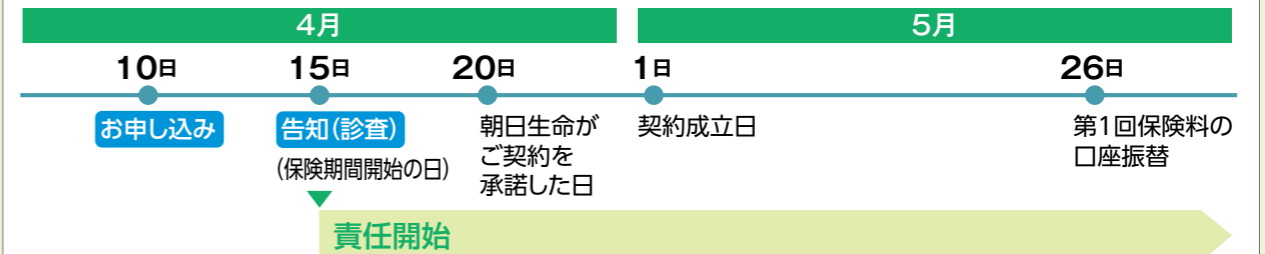
- お子さまの医療費については、自治体により健康保険の自己負担分等を、お子さまの一定の年齢まで助成する制度がありますので、確認のうえ、加入をご検討ください。なお、お子さまの医療費助成制度は、各自治体によって異なりますので、詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。
- 7大疾病(がんや6大疾病)に罹患するリスクは、一般的に年齢とともに高まる傾向であるため、未成年のうちは罹患率は相対的に低いことを考慮のうえ、加入をご検討ください。

## ご契約にあたって

お申し込みいただいたご契約のお引き受けを朝日生命が決定した場合の保障の責任開始の時、契約成立日、保険料口座振替日は、以下のとおりとなります。

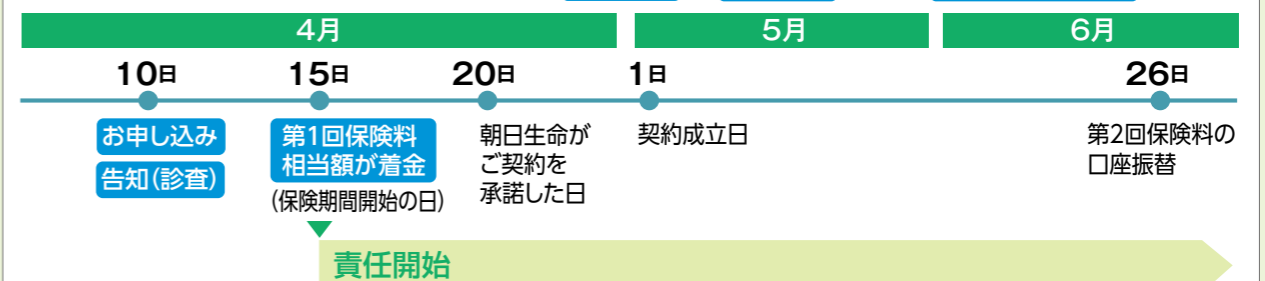
### 「責任開始に関する特約S」を付加した月払口座振替契約の例

■ 保障の責任開始の時(保険期間開始の日)については、お申し込み と 告知(診査) がともに完了した時



### 上記以外の月払口座振替契約の例

■ 保障の責任開始の時(保険期間開始の日)については、お申し込み と 告知(診査) ならびに 第1回保険料相当額が着金 した時



※保険料口座振替日は、毎月26日(一部の金融機関では27日)となります(金融機関休業日のときは、翌営業日となります)。  
※振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日が猶予期間内の場合、未収の保険料とともに振り替えます。  
※がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

### 契約成立日指定について

- 契約成立日は、原則、責任開始の日を含む月の翌月1日としますが、責任開始の日を含む月が被保険者の誕生日で、その誕生日の前日までの日を契約成立日とすることで契約年齢が上がらないときは、保険契約者からの申し出があり、その申し出を朝日生命が承諾した場合に、契約成立日を指定することができます。
- 契約成立日を指定する場合は、お申し込み、告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払い込みを誕生日の前日までの日にすべて完了する必要があります。
- 契約成立日を指定した場合の契約成立日は、責任開始の日(保険期間開始の日)となります。

ついでに!充実のサービス! 給付金のお受け取りをもっと簡単!便利!に

### 「先進医療給付金」お受け取りサポート

病院が発行する先進医療の費用がわかる請求書類のご提出により、「先進医療給付金」・「先進医療見舞金」をお受け取りいただけます。

本サービスは病院が発行する「領収書」に代えて、先進医療の費用がわかる「請求書類」をご提出いただくことで先進医療給付金・先進医療見舞金をお受け取りいただけるサービスです。

- 【留意点】
- 先進医療を受療される前にお申し出ください。
  - ご契約後2年以内の病気により支払事由が生じている場合はお取り扱いできません。
  - その他の必要書類をご提出いただく場合があります。

※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。



## ご契約の際には、本書面および「ご契約のしおりー約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおりー約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただきますようお願いいたします。

〔「ご契約のしおりー約款」記載事項の例〕

- クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について
- 健康状態などの告知義務について
- 保障の責任開始の時について
- 給付金等をお支払いできない場合について
- 保険料の払込方法について
- 保険料払い込みの猶予期間と消滅について
- 解約・減額と返戻金について

## 再度ご確認ください事項

- 「スマイルセブンSuper」は、朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品です。
- 保険料の一部は給付金等のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

## 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと朝日生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行うことで、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、

朝日生命保険相互会社 お客様サービスセンター ☎0120-360-567までご連絡ください。

## 募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 「スマイルセブンSuper」の引受保険会社は朝日生命保険相互会社です。株式会社みずほ銀行は朝日生命保険相互会社の募集代理店です。ご契約の主体は、お客さまと朝日生命保険相互会社になります。
- 「スマイルセブンSuper」は朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、株式会社みずほ銀行における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

(お問い合わせ、ご照会)  
募集代理店

## 株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

**0120-855-519**

受付時間：平日 9:00～17:00


(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

引受保険会社

## 朝日生命保険相互会社

ホームページアドレス / <https://www.asahi-life.co.jp>

【お客様サービスセンター】

 **0120-360-567**

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

(年末年始、祝日・振替休日のご利用いただけません)

☎ 朝日A-2019-354(2020.2.19)代業(200210)(2020.4)OT